



国会速報

- 第150臨時国会 -



編集・発行 = 部落解放同盟中央本部 tel 03-3586-7007 fax 03-3585-8966

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案

衆議院で可決

人権政策確立へ前進

自民、公明、保守の与党3党の9人の衆議院議員共同提案による「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案」が11月16日、衆議院の本会議で可決され参議院に送付された。これは、前日15日の法務委員会での採択を受けたもので、日本共産党を除く賛成多数で可決された。参議院で残された審議日程は短いものの、臨時国会での成立をめざす。この法案は、この間、部落解放同盟はもとより、「部落解放基本法」制定要求国民運動実行委員会などが求めてきたもので、日本の人権政策確立へ向けて大きな足場を築くものとして期待されている。

附帯決議も採択

15日の法務委員会では、民主党から石毛鏡子、社民党から植田至紀、自由党から藤島正之、21クラブから上川陽子の各議員が、それぞれ法案に賛成し、よりよいものをめざす立場から質疑をおこなった。質疑、討論のあと委員会で法案を採択した。

また、附帯決議の提案者を代表して佐々木秀典・議員が趣旨説明、賛成多数で採択された。

法務省の妨害を打ち破ったもの

組坂執行委員長談話

与野党ともに努力していただいた。また、「基本法」実行委をはじめ各界各方面の皆さんの粘り強い努力でようやく「人権教育及び人権啓発推進に関する法律案」が衆議院で可決された。人権の21世紀へ向け、意義深い。これは法務省などの妨害を打ち破ったものだ。

しかし、この法案は若干不十分な点もあり、国会の論議のなかで多少の補強もできたが、さらによりよいものとする努力を継続してすすめたい。

国会は、現在、流動化し緊迫した情勢にあり、衆院

の解散 総選挙ということになれば廃案になるおそれもあるので、早急に参院で審議し、この法律の制定をかちとっていきたい。

朝日新聞 (00年11月16日)

衆議院法務委員会は十五日、自民、公明、保守の与党三党が議員立法で提出した「人権教育および人権啓発の推進に関する法律案」を採決し、与党のほか民主自由、社民各党などの賛成多数で可決した。十六日の衆議院本会議で可決し、参院へ送付され、今国会の会期内で成立する見通しだ。同法案は、社会的身分や門地、性別などによる不当な差別や人権侵害を防ぐことを目的としたもので、人権教育や啓発事業の実施を国と地方公共団体の責務と定め、政府に対して基本計画の策定と国会への年次報告を義務づけている。

人権教育法案、衆院通過へ

公明新聞 (00年11月16日)

衆議院法務委員会は十五日、与党三党が議員提出した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案」を共産党を除く各党の賛成多数で可決した。同法案は、人権教育・啓発に関する施策の推進にあたって、国、地方公共団体、国民の責務の明確化や基本計画の策定、国の財政上の措置などを明記した。採決に先立つ質疑では、法案提案者として公明党から東順治、田端正広の両氏が答弁に立った。野党議員が、基本計画策定の際は地方自治体や関係者などの意見を反映すべきと要望したのに対し、田端氏は「現場を踏まえた論議に、心から賛同する」と答えた。また法の運用にあたって、同性愛者に対する差別などの新たな差別にも配慮すべきとの野党委員の質問に対し、東氏は「基本計画の策定については、柔軟性を踏まえていかなければならない」と答えた。なお、上田法務総括政務次官(公明党)も政府側から答弁に立ち、立法の意義を強調した。

国、自治体の責務など明記
人権教育法案を可決

田端正広 東氏が答

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の

推進に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

一 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。

三 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。